神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。 2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第3号

神戸市看護大学学則(2019年4月学則第1号)の一部を改正する学則

(改正前)	(改正後)
(職員)	
第6条 本学に,学長,教授,准教授,	
講師, 助教,	特任教授,特任准教授,
事務職員及び技	特任講師, 特任助教,
術職員その他必要な職員を置く。	

附則

この学則は、公布の日から施行し、2022年4月1日から適用する。